

## 教育委員会定例会（5月）会議録

日 時 平成24年5月29日（火） 15時00分～16時36分

場 所 市庁舎3階301会議室

出席委員 平野 実 （委員長）  
 半田 利通 （委員）  
 岡部 千鶴 （委員）  
 生澤 麻矢 （委員）  
 日野 佳弘 （委員）  
 堤 正則 （委員、教育長）

事務局 大津 秀明（教育部長） 辻 文孝（市民文化部長）  
 窪田 俊哉（教育部次長） 佐藤 光義（市民文化部次長）  
 大森 雅友（教育部学校教育改革担当次長） 道井 清太（体育スポーツ課長）  
 大久保 隆（学校教育課長） 井上 隆夫（生涯学習推進課長）  
 桑野 洋志（学校教育課指導主幹）  
 野田 晃（学校教育課人事管理主幹）  
 津留崎 哲（施設整備課長）  
 重石 悟（学務課長）  
 山内 義美（学校保健課長）  
 牛島 修彦（人権・同和教育課長）

議案 第24号議案 久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任命又は委嘱について  
 第25号議案 久留米市立小中学校通学区審議会委員の任命又は委嘱について  
 第26号議案 久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について  
 第27号議案 久留米市教育集会所運営審議会委員の委嘱について  
 第28号議案 久留米市社会教育委員の委嘱について  
 第29号議案 荒木小学校校舎増改築工事請負契約締結について  
 第30号議案 小学校児童の負傷事故による損害賠償の専決処分について 非公開  
 第31号議案 教育委員会会議録等の久留米市ホームページへの掲載について 非公開

### 議事録

委員長 : ただ今より、第6回の教育委員会定例会を開催いたします。  
 議案の審議に入る前に、4月定例会の会議録について、内容に誤りや補足する  
 ような点等があれば、お願いします。

全委員 : (特になし)

委員長 : 特にご異存ありませんので、4月定例会の会議録について承認いたします。  
 では、議案に入ります。  
 それでは、第24号議案について説明をお願いします。

#### 第24号議案 久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任命又は委嘱について

事務局 : 《議案説明》  
 ※ 久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会の概要、委員の任命又は委嘱の理由  
 (辞任に伴う後任の任命)、委員の任期(前任者の残任期間)等について説明  
 委員長 : 第24号議案について、ご質問やご意見はありますか。  
 全委員 : (特になし)  
 委員長 : 特にないようですので、第24号議案を原案のとおり承認いたします。  
 次に第25号議案の説明をお願いします。

#### 第25号議案 久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

委員長 : 第25号議案について、ご質問やご意見はありますか。  
 事務局 : 《議案説明》  
 ※ 久留米市立小中学校通学区域審議会の概要、委員の任命又は委嘱の理由(辞  
 任に伴う後任の任命)、委員の任期(前任者の残任期間)等について説明  
 A委員 : 「議案25-資料2」を拝見しますと、第4条に「その他教育委員会が必要と認  
 めるもの」という規定がありますが、「議案25-資料1」の名簿を見ますと、  
 この枠(「その他教育委員会が必要と認めるもの」)での委員の選出がないよう  
 ですが、何か理由はあるのですか。  
 今回の議案と直接は関係が無いかもしれませんが、何か理由があるのかをお尋  
 ねいたします。  
 事務局 : 明確な回答となるかどうかわかりませんが、この規定は、問題に応じてその道  
 に専門性を有している方を選んだ方が良いと判断されるケースもございますの  
 で、そのときのために設けられたものだと考えられます。  
 現在までのところ、これまでに諮問した中では、第4条の(1)から(5)ま  
 での選出区分で対応が十分にできていたということで、ご覧のような委員が選  
 ばれているものと考えられます。しかし、今後ケースによってはこの条文を適  
 用して、推薦をお願いしたいと考えております。  
 B委員 : 第3条に「特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任  
 命し、又は委嘱することができる」という条文もありますね。それがあっても  
 かかわらず、これは同じ時期に改正されているようですが、「その他教育委員会  
 が必要と認めるもの」という条文も必要であったということでしょうか。  
 委員長 : 規則についての質問ですが、いかがでしょうか。  
 私の知っている限り、一般的に規則のルールとして、「その他〇〇が必要と認め

るもの」という規定は、**must** ではなくて **may** ですね。メンバーに「入れても良い」ということであって、「入れなければならない」ではない。

第4条の(1)から(5)の5つは、一般的に **must**。ですから(6)がなくても不思議ではないです。**may** ですから。

事務局 : 私の方でも明確なお答えになっているかどうか分かりませんが、先ほどご質問がありました、3条の規定については、あくまで臨時で審議する場合にメンバーに入っていただくもの、そして、第4条については、先ほど委員長にご説明いただいたような趣旨で、現状で選出している区分は(1)から(5)までですが、それ以外に教育委員会が必要と認める方を委嘱する必要が出た場合に、通学区域審議会の規則を改正した上で新たな人を追加するという手順では対応が遅くなるおそれがありますので、このような規定になっていると思います。そして、ポイントポイントでとりわけ専門性が高い部分が生じた場合は、第3条により補充していただくという考えが、この規則の中にはあると思います。

委員長 : 規則をつくるときによくあるケースだと思います。必ずいる人と、ひよっとすると必要になる人と分けておくというやり方です。でないと、その度に規則の改正をするならば、規則改正の手続きだけで組織によっては1ヶ月も2ヶ月も半年もかかってしまう。だから、こういう規定にしておけば、必要な時はメンバーに入れる、そうでない時は入れない、ということができるといわけです。これは非常に便利な規則ですね。

規則についてのご意見は、どうもありがとうございました。では、委員の任命又は委嘱そのものについてはよろしいでしょうか。

全委員 : (異議なし)

委員長 : 特にご異議等ないようですので、第25号議案を原案のとおり承認いたします。次に第26号議案の説明をお願いします。

#### 第26号議案 久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について

事務局 : 《議案説明》

※ 久留米市立学校結核対策委員会の概要、委員の任命又は委嘱の理由(任期満了に伴う任命又は委嘱)、委員の任期(平成24年5月29日～平成25年5月28日)等について説明

委員長 : 第26号議案について、ご質問やご意見はありますか。

全委員 : (特になし)

委員長 : 特にご異存等ないようですので、第26号議案を原案のとおり承認いたします。次に第27号議案の説明をお願いします。

#### 第27号議案 久留米市教育集会所運営審議会委員の委嘱について

事務局 : 《議案説明》

※ 久留米市教育集会所運営審議会の概要、委員の任命又は委嘱の理由（辞任に伴う後任の任命）、委員の任期（前任者の残任期間）等について説明

委員長 : 第27号議案について、ご質問やご意見はありますか。

全委員 : (特になし)

委員長 : 特にご異存等ないようですので、第27号議案を原案のとおり承認いたします。  
次に第28号議案の説明をお願いします。

#### 第28号議案 久留米市社会教育委員の委嘱について

事務局 : 《議案説明》

※ 久留米市社会教育委員会の概要、委員の任命又は委嘱の理由（辞任に伴う後任の任命）、委員の任期（前任者の残任期間）等について説明

委員長 : 第28号議案について、ご質問やご意見はありますか。

全委員 : (特になし)

委員長 : 特にご異存等ないようですので、第28号議案を原案のとおり承認いたします。  
次に第29号議案の説明をお願いします。

#### 第29号議案 荒木小学校校舎増改築工事請負契約締結について

事務局 : 《議案説明》

※ 荒木小学校校舎の特性、増改築工事の概要、理由及び目的等を説明

委員長 : 第29号議案について、ご質問やご意見はありますか。

C委員 : 解体して新しく建てるのに、8ヶ月で間に合うのですか。

事務局 : 工事スケジュールとしては厳しいものもありますが、これは解体から建築と同時に仮設校舎の建設まで平成24年度内で実施しなければならない、という補助金上の制約もございますが、効率的な工事計画の策定によりスケジュール的には可能であると判断しております。

C委員 : 本当に可能なのでしょうか。

D委員 : 可能だと言われれば、可能になるのでしょうか。

委員長 : 確かに早いのは早いですね。

C委員 : 「年度」ということは来年の3月ということでしょうか。

事務局 : 当然、仮設校舎等の解体もございますので、2月末までには新しい校舎をつくり、仮設校舎を3月の時点で解体するという工事を一定のスケジュールとして考えております。

委員長 : 他にご意見等ございませんか。

全委員 : (特になし)

委員長 : 特にごございませんので、第29号議案を原案のとおり承認いたします。

なお、工期については、ご指摘もありましたので、間に合うようによろしくお願いたします。

次に第30号議案の審議に入りますが、第30号議案と第31号議案については、非公開にしたいと思いますがよろしいですか。

全委員 : (異議なし)

委員長 : ご異議ないようですので、非公開といたします。退室が必要な方はいらっしゃいますか？

事務局 : いません。

委員長 : では、第30号議案について説明をお願いします。

**第30号議案 小学校児童の負傷事故による損害賠償の専決処分について【非公開】**

※ 非公開で審議され、議案は承認された。

**第31号議案 教育委員会会議録等の久留米市ホームページへの掲載について【非公開】**

※ 非公開で審議され、議案は承認された。

※ その後、事務局より報告と今後の日程について説明があり、閉会

**報告事項**

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 平成24年度(財)久留米市体育協会各種事業の共催・後援について
- (3) 平成24年度久留米市立小中学校における「土曜日の授業」の実施状況について
- (4) その他・・・2中学校における事件、事故について【非公開】

**今後のスケジュール**

- 6月定例会：6月27日(水) 13時00分～ 移動教育委員会
- 7月定例会：7月30日(月) 10時00分～ 市庁舎3階301会議室